

八尾市個人情報保護条例

平成10年3月30日
条例第15号

改正

平成12年3月31日条例第12号

平成12年3月31日条例第17号

平成12年6月30日条例第25号

平成13年12月25日条例第28号

平成16年9月27日条例第22号

平成20年12月25日条例第38号

平成21年3月30日条例第1号

平成25年3月28日条例第1号

八尾市個人情報保護条例

目次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	個人情報の取扱い（第5条・第6条）
第3章	個人情報の利用及び提供等（第7条—第12条）
第4章	個人情報の開示及び訂正等
第1節	個人情報の開示（第13条—第18条）
第2節	個人情報の訂正（第19条—第21条）
第3節	個人情報の削除（第22条—第24条）
第4節	個人情報の目的外利用及び外部提供の中止（第25条—第28条）
第5節	救済手続（第29条—第31条）
第5章	個人情報保護審議会（第32条）
第6章	事業者が取り扱う個人情報の保護（第33条—第36条）
第7章	雑則（第37条—第42条）
第8章	罰則（第43条—第48条）

附則

第1章	総則
（目的）	

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護と市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

（2）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

（3）本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

（4）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、録音テープ、ビデオテープ及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

（5）電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

工 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(6) 事業者 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出及び閲覧）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。当該届け出した事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1）個人情報取扱事務の名称

（2）個人情報取扱事務の目的

（3）個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

（4）個人情報の対象者の範囲

（5）個人情報の記録項目

（6）個人情報の収集先及び収集方法

（7）個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨

（8）前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく当該届出に係る事項を八尾市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審議会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

（1）市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生等市との使用関係に基づく事項に関する個人情報取扱事務

（2）個人情報の使用及び廃棄が短期的に行われるもので、臨時に収集された個人情報取扱事務

（3）一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

（4）業務上必要な連絡等の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

5 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に定めがあるとき。

（2）あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令に定めがあるとき。

（2）本人の同意があるとき。

（3）出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。

（4）個人の生命、身体又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

第3章 個人情報の利用及び提供等

（利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、当該実施機関内において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令に定めがあるとき。

（2）本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

（3）出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。

（4）個人の生命、身体又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められる場合において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずること

を求めるなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第8条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、第6条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設を管理する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が保有する個人情報の電子計算機処理の状況について、審議会に報告しなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第9条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うときは、実施機関以外のものと通信回線等により電子計算機の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするものに限る。）を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が公益上特に必要であり、個人の権利利益を侵害するおそれないと認めるとときは、この限りでない。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、当該個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

(委託又は協定に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、委託に関する契約書等に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項並びに契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者と公の施設の管理に関する協定を締結するときは、前項に準じた措置を講じなければならない。

3 第1項の委託を受けた事務又は前項の協定を締結した事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者が実施機関の業務に従事する場合において、当該派遣労働者又は当該派遣労働者であった者は、実施機関の業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

第1節 個人情報の開示

(開示請求)

第13条 実施機関が保有している公文書に記録されている個人情報の本人は、実施機関に対し、当該個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当するときに限り開示請求をすることができる。

(1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報の開示請求をするとき。

(2) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報について開示請求をするとき。

(3) 死者の配偶者（届出をしないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子又は父母が、慰謝料請求権や遺贈など、当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報について開示請求をするとき。

(4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報について開示請求をするとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が開示請求を認めるとき。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前2項の開示請求をすることができる。ただし、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

(開示しないことができる個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個人に関する情報が含まれている個人情報であつて、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの

(2) 法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる個人情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に對し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）

(3) 個人の指導、診断、判定、評価、選考等の事務に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は同種の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(4) 市の機関が国又は他の地方公共団体等（以下「国等」という。）の機関から協議、依頼等を受けた事務に關し作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における協議、審議、調査、研究等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は同種の事務の協議、審議、調査、研究等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

(6) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、争訟、許可等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は同種の事務の目的を損ない、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる個人情報

(8) 法令の定めにより、明らかに開示することができない個人情報

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を分離することが著しく困難でなく、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、開示することができる。

(開示請求の方法)

第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び生年月日

(2) 開示請求に係る個人情報取扱事務の名称及び内容その他個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 死者の個人情報に係る開示請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより、第13条第2項各号に該当する請求権者であることを証する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 開示請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人若しくは法定代理人であることを証する資料並びに代理権限を有することを証する資料を提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る個人情報について開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかにその旨を請求者に書面で通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による決定が開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨のものである場合において、当該理由がなくなる期日があらかじめ特定できるときは、その時期を前項に規定する書面に記載するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間をその開示請求書を受理した日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長後の期限及び理由を請求者に通知しなければならない。

(開示の実施方法)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により開示の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示を行うものとする。

(1) 公文書に記録されている個人情報（次号及び第3号に掲げるものを除く。） 当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録に記録されている当該個人情報を当該実施機関の定めるところにより出力した物の閲覧又は写しの交付

(3) 録音テープ又はビデオテープに記録されている個人情報 当該録音テープ又はビデオテープの当該個人情報に係る部分を再生装置により再生したものの視聴

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、開示請求に係る公文書を開示することにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときは、第15条の規定により個人情報を開示するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写し、若しくは複製した物を閲覧させ、その写しを交付し、又は視聴させることができる。

3 第16条第3項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。この場合において、同項中「開示請求をしようとする者は」とあるのは「開示を受ける者は」と、「当該開示請求」とあるのは「当該開示」と読み替えるものとする。

第2節 個人情報の訂正

(訂正請求)

第19条 自己の個人情報の内容に事実についての誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

2 第13条第3項の規定は、前項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。この場合において、第13条第3項中「前2項の開示請求」とあるのは「第19条第1項の規定による訂正請求」と読み替えるものとする。

(訂正請求の方法)

第20条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び生年月日

(2) 訂正請求に係る個人情報取扱事務の名称及び内容その他個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求に係る箇所及びその内容

(4) 訂正請求をする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 前項の訂正請求書には、請求する訂正の内容が事実に合致することを証する資料その他当該訂正が正当であることを証する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第3項の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求をしようとする者は」とあるのは「訂正請求をしようとする者は」と、「当該開示請求」とあるのは「当該訂正請求」と読み替えるものとする。

(訂正請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定を行わなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間をその請求書を受理した日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに新たな期限及び当該延長の理由を訂正の請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正する旨の決定を行ったときは、速やかに当該請求に係る個人情報を訂正した上で、当該決定の内容を書面により、訂正請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により当該訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、その旨を書面により、訂正請求者に通知しなければならない。

5 前項の場合において、当該決定の理由が実施機関に訂正の権限がないことである場合は、実施機関は、当該個人情報に訂正が必要であることを付記した上で、訂正請求者の同意を得て、訂正の権限を有する者に、誤りの事実又は訂正請求の内容を通知するよう努めなければならない。

第3節 個人情報の削除

(削除請求)

第22条 自己の個人情報を実施機関が第6条の規定に違反して収集したと認める者は、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。

2 第13条第3項の規定は、前項の規定による削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。この場合において、第13条第3項中「前2項の開示請求」とあるのは「第22条第1項の規定による削除請求」と読み替えるものとする。

(削除請求の方法)

第23条 削除請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した削除請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び生年月日

(2) 削除請求に係る個人情報取扱事務の名称及び内容その他個人情報を特定するために必要な事項

(3) 削除請求に係る箇所及びその内容

(4) 削除請求する理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 第16条第3項の規定は、削除請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求をしようとする者は」とあるのは「削除請求をしようとする者は」と、「当該開示請求」とあるのは「当該削除請求」と読み替えるものとする。

(削除請求に対する決定等)

第24条 第21条第1項から第4項までの規定は、削除請求に対する決定等について準用する。この場合において、同条第1項中「訂正請求」とあるのは「削除請求」と、「当該訂正請求書」とあるのは「当該削除請求書」と、「訂正をする旨」とあるのは「削除をする旨」と、同条第2項中「訂正の請求をした者（以下「訂正請求者」という。）」とあるのは「削除の請求をした者（以下「削除請求者」という。）」と、同条第3項中「訂正する旨」とあるのは「削除する旨」と、「訂正した上で」とあるのは「削除した上で」と、「訂正請求者」とあるのは「削除請求者」と、同条第4項中「当該訂正請求」とあるのは「当該削除請求」と、「訂正をしない旨」とあるのは「削除をしない旨」と、「訂正請求者」とあるのは「削除請求者」と読み替えるものとする。

第4節 個人情報の目的外利用及び外部提供の中止

(中止請求)

第25条 第7条の規定によらないで自己の個人情報が目的外利用又は外部提供され、又はされようとしていると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

2 第13条第3項の規定は、前項の規定による中止の請求（以下「中止請求」という。）について準用する。この場合において、第13条第3項中「前2項の開示請求」とあるのは「第25条第1項の規定による中止請求」と読み替えるものとする。

(中止請求の方法)

第26条 中止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した中止請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び生年月日

(2) 中止請求に係る個人情報取扱事務の名称及び内容その他個人情報を特定するために必要な事項

(3) 中止請求に係る箇所及びその内容

(4) 中止請求する理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 第16条第3項の規定は、中止請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求をしようとする者は」とあるのは「中止請求をしようとする者は」と、「当該開示請求」とあるのは「当該中止請求」と読み替えるものとする。

(中止請求による一時停止)

第27条 実施機関は、前条の規定による請求があった場合において、第7条の規定に反すると認められる相当の事由があると認めるときは、次条の決定をするまでの間、当該個人情報の目的外利用又は外部提供を一時停止することができる。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生ずる場合は、この限りでない。

(中止請求に対する決定等)

第28条 第21条第1項から第4項までの規定は、中止請求に対する決定等について準用する。この場合において、同条第1項中「訂正請求」とあるのは「中止請求」と、「当該訂正請求書」とあるのは「当該中止請求書」と、「訂正をする旨」とあるのは「中止をする旨」と、同条第2項中「訂正の請求をした者（以下「訂正請求者」という。）」とあるのは「中止の請求をした者（以下「中止請求者」という。）」と、同条第3項中「訂正する旨」とあるのは「中止する旨」と、「個人情報を訂正した上で」とあるのは「個人情報の目的外利用又は外部提供を中止した上で」と、「訂正請求者」とあるのは「中止請求者」

と、同条第4項中「当該訂正請求」とあるのは「当該中止請求」と、「訂正をしない旨」とあるのは「目的外利用又は外部提供の中止をしない旨」と、「訂正請求者」とあるのは「中止請求者」と読み替えるものとする。

第5節 救済手続

(苦情の処理)

第29条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(救済手続)

第30条 開示請求、訂正請求、削除請求又は中止請求に対する決定に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、不服申立てをすることができる。

2 前項に規定する不服申立てがあったときは、行政不服審査法に基づく裁決又は決定を行う実施機関は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、速やかに、八尾市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

(審査会)

第31条 前条第2項に規定する諮問に応じて審査を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、関係実施機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 個人情報保護審議会

(審議会)

第32条 この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に対して意見を述べるため、審議会を設置する。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は個人情報の保護に関して建議することができる。

3 審議会は、委員11人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第33条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となると認められる事項に関する個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。

(市の出資法人等の責務)

第34条 市が出資する法人その他市の事務と密接な関係を有する法人等で規則で定めるものは、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(指定管理者等の責務)

第34条の2 指定管理者は、第33条に規定するもののほか、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、公の施設の管理において取り扱う個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(苦情相談への対応)

第35条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切に対応するよう努めなければならない。

(関係行政機関への要請等)

第36条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、個人情報を保護するために必要な措置等を講ずるよう指導し、又は関係行政機関に是正のため必要な措置等について要請するものとする。

第7章 雜則

(手数料等)

第37条 この条例の規定による請求に係る手数料は、無料とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成又は送付に要する費用を負担しなければならない。

(市長の調整)

第38条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言をすることができる。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第39条 市長は、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(他の制度との調整等)

第40条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
(3) 統計法第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報
(4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同法第2条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報
(5) 実施機関が管理している図書、資料、刊行物等（実施機関の作成に係るものを除く。以下「図書等」という。）で一般に入手し得る図書等に記録されている個人情報
2 個人情報の開示、訂正等その他個人情報の取扱いについて、他の法令（八尾市公文書公開条例（平成7年八尾市条例第9号）を除く。）に定めがあるときは、その定めるところによる。

注 平成25年7月1日から施行

第40条第2項中「八尾市公文書公開条例」を「八尾市情報公開条例」に改める。

3 第6条第3項第2号、同条第4項第5号、第7条第1項第5号、第8条及び第9条の規定中審議会の意見を聞くことに関する部分並びに第4章の規定は、第5条第4項第1号に規定する事務のために取り扱う個人情報については、適用しない。

（運用状況の公表）

第41条 市長は、毎年1回、この条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関で定める。

第8章 罰則

第43条 第11条第3項又は第12条第1項若しくは第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に個人情報を記載したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報であって、公文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 第31条第5項又は第32条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 偽りその他不正の手段により、第17条第1項に規定する開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成10年規則第22号で平成10年10月1日から施行。ただし、第6条第3項第2号、同条第4項第5号、第7条第1項第5号、第8条、第9条及び第13条第2項第5号の規定中審議会の意見を聞くことに関する部分並びに第32条の規定は、平成10年5月21日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第5条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

3 前項の規定により、実施機関が個人情報取扱事務の届出をする際、既に行つた、又は現に行っている当該届出に係る個人情報の収集、管理並びに利用及び提供については、この条例の規定により行つた収集、管理並びに利用及び提供とみなす。

（八尾市電子計算組織の利用に係る個人的の秘密の保護に関する条例の廃止）

4 八尾市電子計算組織の利用に係る個人的の秘密の保護に関する条例（昭和56年八尾市条例第36号）は、廃止する。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

3 執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕

（八尾市建物証明条例等の廃止）

4 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）八尾市建物証明条例（昭和23年八尾市条例第18号）

（2）八尾市都市計画事業曙川北土地区画整理事業施行に関する条例（昭和44年八尾市条例第37号）

（3）八尾都市計画事業近鉄八尾駅前土地区画整理事業施行に関する条例（昭和45年八尾市条例第30号）

附 則（平成12年3月31日条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日条例第25号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年12月25日条例第28号）

この条例は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第40条第1項第2号及び第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月27日条例第22号抄）

改正

平成17年12月22日条例第47号

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（八尾市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行前にした行為に対する八尾市個人情報保護条例第8章の罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月25日条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。